

財団法人静岡総合研究機構寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人静岡総合研究機構という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を静岡県静岡市葵区鷹匠 3 丁目 6 番 1 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、地域社会に関する調査研究、情報提供及び政策提言並びに地域社会における学術の振興等を行い、もって県勢の健全な発展と県民生活の向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域社会に関する総合的な調査研究及び政策提言
- (2) 地域社会に関する情報の収集、提供及び情報誌の発行
- (3) 講演会、研修会等の開催
- (4) 調査研究活動の促進
- (5) 地域社会における学術の振興
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議

決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは、信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。)に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第12条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。） 15人以上
20人以内
- (5) 評議員 15人以上20人以内
- (6) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 4 評議員は、理事会において選任する。
- 5 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長の定めるところにより、その権限に属させられた事項を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行に当たる。
- 5 評議員は、評議員会を構成する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会（評議員にあっては、理事会。次項において同じ。）において、4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第17条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の事業について指導、助言を行うとともに、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、2年とする。

5 顧問は、再任されることができる。

第5章 会議

(会議の種別)

第19条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第20条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事その他の理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において、第7条、第11条、第12条、第30条及び第31条に規定する事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第22条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事の4分の1以上又は監事から会議の目的を記載した書面

により開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第23条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号の場合には、請求の日から20日以内に理事会を、同条第2項第2号の場合には、請求の日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも10日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第25条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第26条 会議の議決は、この寄付行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決等)

第27条 会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席した者とみなす。

(会議の議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名

(4) 議決事項

- (5) 議決の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

- 第29条 この法人の目的に賛同するものは、賛助会員になることができる。
- 2 賛助会費その他賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第30条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県知事の許可があったときに解散する。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、静岡県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体又は静岡県に寄附する。

第8章 雑則

(委任)

- 第32条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第

11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

- 3 この法人の設立当初の役員及び顧問は、第13条第2項及び3項並びに第19条第2項の規定にかかわらず、別紙役員及び顧問名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項及び第19条第4項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

附 則

- 1 この変更は、静岡県知事の認可のあったときに効力を生ずる。
- 2 この変更に伴い新たに選任された理事の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和63年5月15日までとする。

附 則

この変更は、静岡県知事の認可のあったときに効力を生ずる。

附 則

- 1 この変更は、静岡県知事の認可があったときに効力を生ずる。
- 2 この寄附行為の変更の際、新たに選任される理事の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成4年5月15日までとする。

附 則

- 1 この変更は、静岡県知事の認可があったときに効力を生ずる。
- 2 この寄附行為に伴い、新たに選任される理事の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成6年5月15日までとする。

附 則

この変更は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この変更の際、現に就任している理事及び監事の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則

- 1 この変更は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為に伴い、新たに選任される理事及び評議員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この変更に伴い、新たに選任される役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この変更は、平成23年4月1日から施行する。